

安房医療福祉専門学校同窓会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は安房医療福祉専門学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と社会の保健思想の普及・向上をはかるとともに、母校の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は以下のことを行う。

1. 会員名簿の発行。
2. 親睦会（研修会含む）等の開催。
3. 安房医療福祉専門学校の後援に関すること。
4. その他目的達成に必要な事業。

(事務局)

第4条 本会は事務局を、安房医療福祉専門学校内におく。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会は以下の会員をもって組織する。

1. 正会員 安房医療福祉専門学校卒業生。
2. 準会員 安房医療福祉専門学校現教職員。

(役員)

第6条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 書記 2名
4. 会計 2名
5. 会計監査 2名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は下記のとおりとする。

1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査は正会員の中から総会において選出する。
2. 役員に欠員が生じた場合、役員会で後任者の選出を行う。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は下記のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。
3. 書記は会議の議案・議事の整理・その他記録一般に関する事項を取り扱う。
4. 会計は会費の徴収・寄付金に関する事項及び予算・決算に関する事項を取り扱う。
5. 会計監査は収入・支出の状況を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合の役員の任期は、前任者の残りの任期とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。

(総会)

第11条 総会は2年に1回とする。

2. 議長は会議の都度選出する。

3. 議事は出席会員の過半数をもって決議する。

4. 総会において、次の事項を報告又は審議する。

1) 総務の報告

2) 会計報告

3) 会則の改正

4) その他役員会で必要と認められる事項

5) 臨時総会は、役員会で必要と認めたとき、又は正会員の3分の1以上の要請があった場合に開くものとする。

第4章 会計

(会費)

第12条 本会の経費は寄付金及びその他の収入をもって当てる。

2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第5章 雑則

(住所等変更)

第13条 本会の会員で住所・氏名・職場等に変更が生じた場合、本会事務局に通知するものとする。

(附則)

本会則は2017年3月1日より施行する。